

## 十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成29年1月30日

十日町市監査委員 酒井 栄一

十日町市監査委員 宮澤 幸子

### 監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 観光交流課、産業政策課、農林課、都市計画課
- 3 監査対象年度 平成28年度
- 4 監査の実施期間 平成28年12月8日 ～ 平成28年12月26日

#### 5 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。

監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し、関係職員の説明を求めて行った。

#### 6 監査の結果

##### (1) 観光交流課

##### ① 指定事業

「豪雪体感インバウンド事業」

「ミオンなかさと、ゆくら妻有、清津峡溪谷トンネル管理委託」

##### ② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

##### ③ 意見

「豪雪体感インバウンド事業」については、雪国観光圏との連携など広域での取組も視野に入れ、観光誘客に努められたい。

補助事業について、提出された実績報告書では事業の実施状況が十分に確認できないものがあつた。必要に応じて、事業の成果物（写真や印刷物等）や、支出関係書類（領収書等）など証拠書類の提出を求めるなどし、事業の適確性の確認に努められたい。さらに、経費の妥当性が確認できるよう、高額な備品購入等の際には2者以上の見積を徴するなどの指導をお願いしたい。

「ミオンなかさと、ゆくら妻有、清津峡溪谷トンネル管理委託」については、指定管理者に対し、「ミオンなかさと経営改善実行支援業務委託」の結果を受け一層の経営強化に努めるよう、適切な指導を行われたい。

(2) 産業政策課

① 指定事業

「十日町ゲートウェイ強化促進事業」

「ものづくり力支援事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「十日町ゲートウェイ強化促進事業」については、補助金の効果的な活用により、案内表示の整備や人材の確保など、インバウンドに対応した受入環境が整備されるよう、支援を推進されたい。

「ものづくり力支援事業」については、担当課が課題とする参加企業の固定化や補助終了後の企業活動の活性化について検討が必要と思われる。より多くの企業の人材育成に寄与するよう面的な支援をお願いしたい。

(3) 農林課

① 指定事業

「6次産業等支援事業」

「ふるさと十日町の木で家づくり事業」

「空き家再生事業」「シェアハウス管理経費」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「6次産業等支援事業」については、農林業活性化の新たな取り組みである6次産業化を推進するため、取組事例の成果や課題を公表するなどして、事業を検証するとともに、次への取組へと広がるような支援をお願いしたい。

「ふるさと十日町の木で家づくり事業」については、十日町市産木材の適正利用に努め、有効な事業となることを期待する。

「空き家再生事業」「シェアハウス管理経費」については、シェアハウスを多くの人が利用し、十日町市への移住・就農につながるよう、あらゆる機会を捉えて様々な方法で有効なPRに努められたい。

(4) 都市計画課

① 指定事業

「公園管理費」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「公園の管理」については、市民が親しめる公園であるよう適正な維持管理に努められたい。